

徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和2年3月
徳 島 県

ごあいさつ

公営競技やぱちんこをはじめとするギャンブル等は、古くから社会の中に存在し、余暇の一つとして、多くの人を楽しんでいる反面、その過度な依存によって、本人のみならず家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるとともに、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪といった重大な社会問題を引き起こす場合があります。

国においては、国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」を施行、平成31年4月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進しております。

本県においても、法の趣旨に基づき、このたび、地域の実情に即した「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定いたしました。

この計画では、「すべての県民がギャンブル等への依存症に関する正しい知識を共有し、適切な支援につながる、健康で幸せに暮らせる徳島づくり」を基本理念に掲げ、各段階に応じたギャンブル等への依存対策の実施や、切れ目のない連携協力体制の構築を推進することとしております。

今後は、既に策定している「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画」と併せ、各種イベントを通じた「依存症リスク」に関する普及啓発や、専門研修による相談支援体制の強化を図るとともに、「専門医療機関」をはじめとする関係機関との連携のもと、患者ご本人や、そのご家族に対する、相談から治療、社会復帰までの継続した支援に取り組んで参りますので、県民の皆様をはじめ、関係各位の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心なご審議を賜りました「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画策定検討会」の委員各位をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた県民の皆様に、厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

目 次

はじめに	1
「関係機関」について	2
1 計画の趣旨	2
2 基本理念	3
3 計画の位置付け	3
4 計画期間	3
5 ギャンブル等への依存がもたらす影響	3
6 本県の状況	
(1) ギャンブル等の環境に関する状況	
① 公営競技の状況	4
② ぱちんこ店の状況	6
(2) ギャンブル等依存症の治療に関する状況	6
(3) ギャンブル等依存症に関する相談状況	7
7 取組の基本方針	
(1) 各段階に応じたギャンブル等への依存対策の実施	7
(2) 切れ目のない連携協力体制の構築	8
8 取組の具体的内容	
(1) 各段階に応じたギャンブル等への依存対策の実施	
① 予防対策	
(ア) 学校・地域に対する啓発	8
(イ) 人材の確保及び育成	9
② 相談・医療	
(ア) ギャンブル等依存症が疑われる方への相談・支援	9
(イ) 医療体制の充実及び関係者のスキルアップ	11
(ウ) ハイリスク者対策	11
③ 再発防止・社会復帰	
(ア) 自助グループとの連携推進	11
(イ) 社会復帰の支援	12
(2) 切れ目のない連携協力体制の構築	12
9 計画の進行管理	13

はじめに…

本計画ではギャンブル等^{*}への依存症対策について定めていますが、そもそも、ギャンブル等をはじめとする「依存症」とは、どのような状態を示しているのでしょうか。厚生労働省のホームページでは次のように説明しています。

※ギャンブル等…法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技
その他の射幸行為(ギャンブル等依存症対策基本法第2条)

人が「依存」する対象は様々ですが、代表的なものに、アルコール・薬物・ギャンブル等があります。このような特定の物質や行為・過程に対して、やめたくてもやめられない、ほどほどにできない状態をいわゆる依存症といいます。

医学的定義では、ある特定の物質の使用に関して、ほどほどにできない状態に陥る状態を依存症と呼びますが、本計画では行為や過程に関してそういう状態に陥ることも含めて依存症と表現しています。

依存症の種類には、大きく分けて2種類あります。「物質への依存」と「プロセスへの依存」です。「物質への依存」はアルコールや薬物等の物質を原因とする依存症状のことを指します。繰り返し摂取するうちに、次第に量や回数が増えていき、自分でもコントロールできなくなってしまいます。

一方、「プロセスへの依存」では、物質ではなく、特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう症状のことを指します。ギャンブル等、ゲーム、インターネット、スマホ使用等で、プロセスへの依存が報告されています。

どちらにも共通しているのは、「繰り返す」、「より強い刺激を求める」、「やめようとしてもやめられない」、「いつも頭から離れない」などの特徴がだんだんはっきりしてくることです。

その結果として、「家族とのケンカが増える」、「生活リズムが崩れる」、「体調を崩す」、「お金を使いすぎる」などなにかしらの問題が起きているにも関わらず、ほどほどにできない、やめられない状態に陥っていきます。

依存症を考える時に大事なのは、そのことによって本人や家族が苦痛を感じているのかどうか、生活に困りごとが生じているのかどうかです。本人や家族が苦しんでいるのであれば、それは改善が必要な状態ですので、依存症についての正しい知識を身に付け、適切な対応をとっていくことが大切です。

厚生労働省ホームページから引用(一部修正)

「関係機関」について…

本計画の中では「関係機関」という表現がたびたび出てきます。ここで言う関係機関とは、精神保健福祉センターや保健所、発達障がい者総合支援センター、市町村などの行政機関、生活困窮者への対応を行う自立相談支援機関、相談支援事業所等の障がいサービス事業者、依存症の治療に取り組む医療機関、当事者家族会やダルクなどの自助グループ、金銭問題に関する消費生活センターや弁護士、学校、警察、公営競技場やばちんこ店などの事業者など、様々な機関がその時々に応じて連携して対応していくことが想定されます。

1 計画の趣旨

ギャンブル等やゲーム、インターネットなどのプロセスへの依存(以下、「ギャンブル等への依存」という。)は、アルコールなどの物質への依存に比べ依存症との認識を持ちにくく、治療や適切な支援につながらないという現状があります。そのため現実には、多額の金品が得られることへの期待や高揚感などに楽しみを求めて多くの方がギャンブル等に興じています。しかしながら、ギャンブル等への依存が過度になると、金銭問題やそこから犯罪行為を行ったり、家族関係の崩壊など様々な悪影響を本人のみならず家族・友人や職場にもたらす恐れがあります。また、インターネットの利用は現代の社会生活において必要不可欠なものとなっており、適切な利用を行うことで生活を豊かにすることが出来る反面、10代20代の若者を含む多くの方が「インターネットを長く使用していたために、家庭での役割や家事などを疎かにしている」等、ゲームやインターネットの利用を優先するあまり、生活をコントロールできなくなっているとの報告もあります。誰もが、ギャンブル等への依存に陥る危険性があることから、社会全体でギャンブル等への依存への対策を講じる必要があります。

国においては、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、「ギャンブル等依存症対策基本法」(以下、「基本法」という。)を制定し、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を平成31年4月に策定しました。また、基本法では都道府県に対して、「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、対策の推進に努めることとしています。

このような状況を踏まえて、徳島県においても、「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」(以下、「県推進計画」という。)を策定し、ギャンブル等への依存について、県の実情に応じた対策の推進を図ることといたしました。

今後は、この県推進計画に基づき、関係機関と連携し、各段階に応じたギャンブル等への依存対策や、切れ目のない連携協力体制の構築、ゲーム・インターネット等のプロセスへの依存に対する普及啓発を図り、健康で幸せに暮らせる徳島の実現を目指します。

2 基本理念

すべての県民がギャンブル等への依存に関する正しい知識を共有し、適切な支援につながる、安心して健康で幸せに暮らせる徳島づくりを目指します。

3 計画の位置付け

基本法第13条第1項に定める県計画として策定

この計画は、「徳島県アルコール健康障がい対策推進計画」と併せて広く県民の依存症対策の推進を図るとともに、「第7次徳島県保健医療計画」をはじめ関連する計画と連携して参ります。

4 計画期間

令和2年度から令和5年度までの4年間

5 ギャンブル等への依存がもたらす影響

繰り返しギャンブル等に興じることで、次第に頻度や投じる金額が増加し、仕事や勉学に悪影響が出てくる場合があります。また、スマホゲームでもランダムにアイテムを入手するために課金することが、ギャンブル等のきっかけとなることが考えられます。このような状況がさらに進むと、借金や欠勤、犯罪など本人のみならず家族や友人、職場などの周囲の人々にも影響が広がる恐れがあります。

また、平成30年に報告された厚生労働省の調査では、インターネット依存が疑われる中高校生が全国で推計93万人に上ることが発表されました。インターネット依存は、インターネットやオンラインゲーム、SNSを使いすぎ、日常生活に支障が出る状態を表します。暴力やひきこもり、うつ病などの合併症や脳の障がいを引き起こす恐れがあります。

① 多重債務

依存症になると、負けても次で取り返そうと、次第に賭け金が増加し、不足する賭け金を借金で賄うようになり、多重債務化する恐れがあります。

② 貧困

借金による多重債務のほか、ギャンブル等をするために仕事を休んだり辞めることにより収入もなくなり生活が困窮する場合があります。

③ 家族の崩壊

多重債務などをきっかけに家庭内暴力や、育児放棄(ネグレクト)といった家族関係に大きな問題を生じる恐れがあります。一時期多くの事例が報告された、子どもを炎天下の車内に置き去りにしてギャンブル等に興じる、という事例もあります。

④ 自殺

多重債務や家庭内の問題などにより、自殺に及ぶ恐れがあります。

⑤ 犯罪の誘発

生活の困窮から詐欺、横領、窃盗や、暴行などの犯罪に及ぶ場合があります。

6 本県の状況

(1) ギャンブル等の環境に関する状況

本県では公営競技についてはボートレース鳴門(鳴門市)、小松島競輪(小松島市)の2か所が各市等により運営されており、本場のほか場外投票券売場やインターネット等で購入することが可能です。また、遊技に位置づけられているぱちんこ・スロットについては県内各地において営業しています。

① 公営競技の状況

ア ボートレース鳴門の状況

ボートレース鳴門では新スタンド建設に伴う休催や再開後のグレートレース開催等により、舟券売上や入場者数は大きく変動しています。休催期間中も他場開催の舟券等を発売することで100億円以上の売上がありました。

年度	H25	H26	H27	H28	H29
舟券売上	238億円	160億円	116億円	356億円	337億円
入場者数	227,266人	43,331人	33,945人	217,256人	174,370人
一日平均入場者数	1,403人	1,204人	943人	1,341人	1,076人



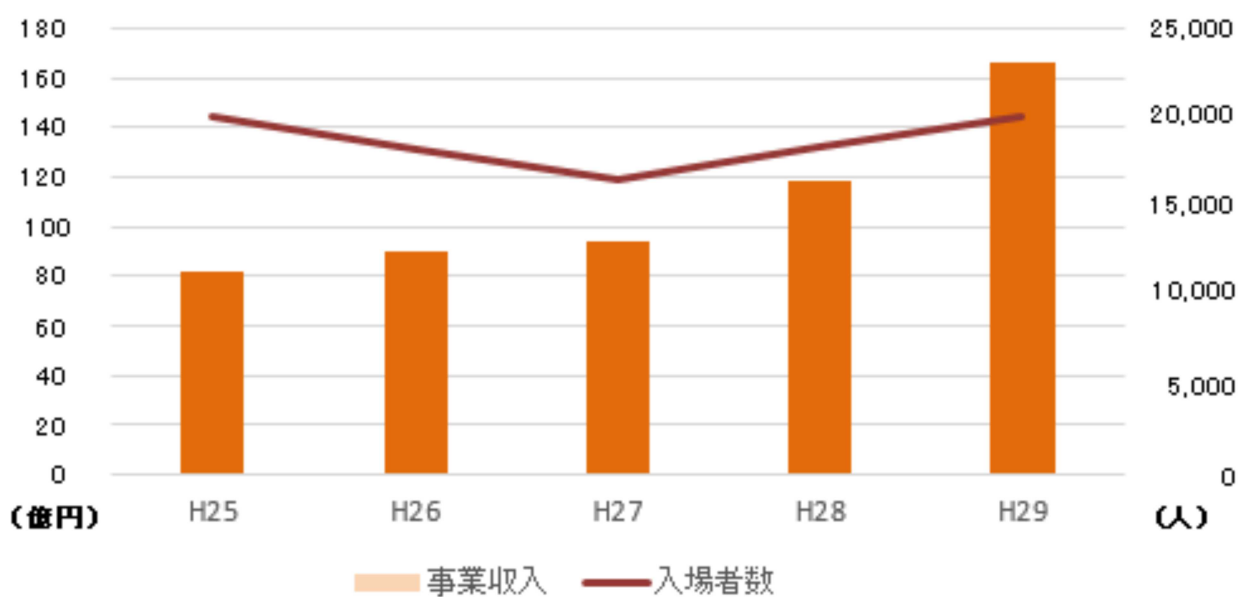
鳴門市から資料提供

※H26,H27は新スタンド建設に伴い2年間休催

イ 小松島競輪の状況

小松島競輪は、平成23年以降の入場者数及び売上は横ばいでしたが、サテライト鴨島などの場外車券売場でのモーニング競輪などのインターネットの活用による発売等により売上を伸ばしています。

年	H25	H26	H27	H28	H29
車券売上	82億円	90億円	94億円	119億円	166億円
入場者数	20,019人	18,179人	16,550人	18,360人	20,020人

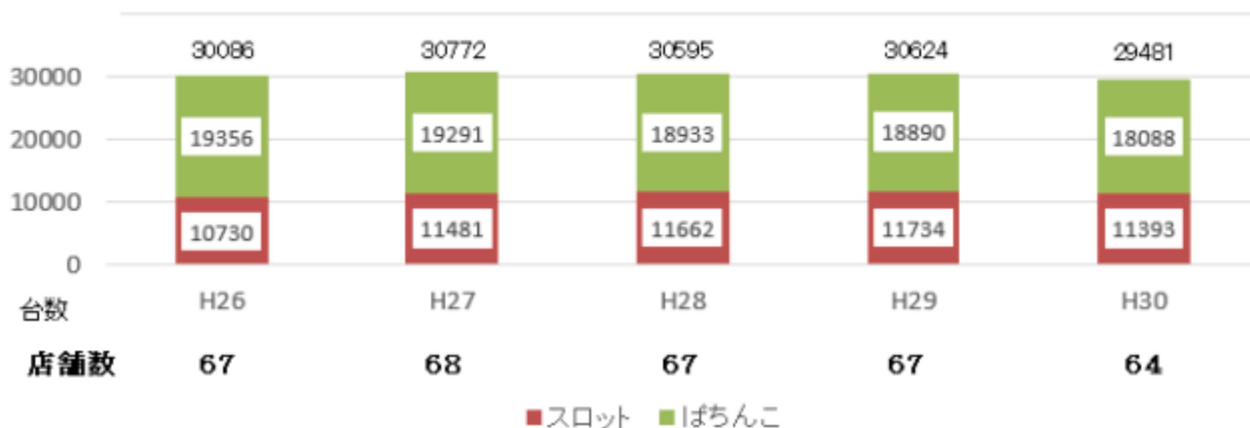


小松島市ホームページより作成

② ぱちんこ店の状況

県内のぱちんこ店の営業状況は次のとおりです。ぱちんこ店の営業にあたっては警察の許可が必要です。過去5年間は店舗数・台数ともほぼ横ばいです。

県内ぱちんこ店舗数・遊技台数の推移



県警生活安全企画課への届出状況より作成

(2) ギャンブル等依存症の治療に関する状況

厚生労働省によると、ギャンブル等依存症で医療機関を受診される方は近年増加傾向にあります。

また、全国と比較した場合、本県は多くの方が受診されているように見受けられますが、本県ではギャンブル等依存症専門医療機関*（以下、「専門医療機関」という。）がすでに選定されており、他県に比べ受診し易い環境にあることから患者数が増加しているものと思われます。

※ギャンブル等依存症専門医療機関…依存症対策総合支援事業実施要綱に基づき、ギャンブル等依存症者に対し、専門的な治療プログラムを用いて適切な医療を提供することができる医療機関

	H26	H27	H28	H29
外来患者数(全国)	2,019人	2,652人	2,929人	3,499人
外来患者数(徳島県内の医療機関受診者)	57人	76人	89人	88人
全国に占める本県の割合	2.8%	2.9%	3%	2.5%

厚生労働省NDBオープンデータより作成

(3) ギャンブル等依存症に関する相談状況

(上段:精神保健福祉センター、下段:6保健所合計)

年度 \ 区分	電話相談	面接相談	計(件)
H28	10 6	1 2	11 8
H29	8 13	2 5	10 18
H30	18 11	8 4	26 15

過去3年間の相談件数では19件(H28)から41件(H30)と倍増しており、徐々にではありますが相談機関に相談する方が増えています。

なお、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が平成29年に発表した「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」の中間報告によると、国内で過去一年以内にギャンブル等依存症が疑われる方は成人の0.8%、約70万人に上ると推計されています。このことから、前述した治療に関する状況と合わせると、まだまだ多くの方が医療機関や支援機関につながっていないことが考えられます。

7 取組の基本方針

(1) 各段階に応じたギャンブル等への依存対策の実施

① 予防対策

学校・職場・地域など各分野における啓発を実施し、ギャンブル等をはじめ、ゲーム・インターネット等のプロセスへの依存に関する県民各層の正しい知識の普及と理解の促進を図ります。

② 相談・医療

相談、治療、回復支援に関わる機関による情報共有、連携の促進を図ることにより、本人とその家族が、適切な支援を受けられる体制の構築を図ります。

③ 再発防止・社会復帰

ギャンブル等依存症の再発防止や社会復帰を支援するため、自助グループと連携した取組の推進を図るとともに、社会復帰や回復に向けた支援に関係機関が連携して取り組みます。

(2) 切れ目のない連携協力体制の構築

地域のかかりつけ医療機関をはじめとして、地域における相談機関、精神保健福祉センター、保健所、専門医療機関やギャンブル等依存症治療拠点機関*（以下、「治療拠点機関」という。）、学校、自助グループ等による連携を図るため、関係機関によるネットワークを構築します。

※ギャンブル等依存症治療拠点機関…依存症対策総合支援事業実施要綱に基づき、県内におけるギャンブル等依存症に対する連携の拠点として機能する医療機関

8 取組の具体的内容

(1) 各段階に応じたギャンブル等への依存対策の実施

① 予防対策

ギャンブル等への依存の発生を予防するためには、県民一人ひとりがギャンブル等への依存に関連する問題について正しい知識を持って自らが予防に必要な注意を払う必要があります。

(ア) 学校・地域に対する啓発

学校における保健教育や、地域において職場の研修等を活用し、ギャンブル等への依存が日常生活に与える影響等について啓発を行います。課金を伴うオンラインゲームの過度の利用が、ギャンブル等への依存につながる危険性のあることについての啓発を行います。自助グループや精神保健福祉センター、保健所において、啓発イベント等を実施し、地域の方々への普及啓発に努めます。

<具体的な取組>

【学校】

- ・ 高等学校、特別支援学校において、保健教育等の時間を活用し*、行き過ぎたギャンブル等への傾倒がもたらす悪影響についての啓発や、ゲーム・インターネット等のプロセスへの依存についての理解を促進。特に、課金を伴うオンラインゲームの過度の利用がギャンブル等依存症につながる危険性についての啓発

※平成31年3月文部科学省作成の指導参考資料『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』等を活用した指導を想定

- ・ 上記のほか、学校行事等を活用し、児童生徒だけでなく保護者に対しても啓発活動を実施
- ・ 関係機関による出前講座による啓発の実施

【地域】

- ・ 保健福祉関係のイベントなど、様々な機会を通じ、行き過ぎたギャンブル等への傾倒がもたらす悪影響についての啓発を実施
- ・ ギャンブル等依存症のセミナーなどの実施
- ・ 県のホームページ等において、ギャンブル等依存症についての啓発を実施
- ・ ギャンブル等依存症関連問題啓発週間(5月14日から20日)を中心に啓発活動を実施
- ・ 関係機関による企業等の研修や地域の集会等への出前講座による啓発の実施
- ・ 精神保健福祉センターにおける相談体制の周知・広報を実施
- ・ ぱちんこ店において啓発用ポスターの掲示や従業員に研修を実施
- ・ 各種イベント等においてSOGS*を実施し、危険度の高い方には、相談機関への案内や専門医療機関への受診を勧奨

※SOGS(The South Oaks Gambling Screen)…サウスオークス財団(アメリカ)がギャンブル等依存症の診断のために開発した判断基準。12項目の質問により評価を行い、ギャンブル等依存症の危険度を測る

(イ) 人材の確保及び育成

関係機関を対象に、ギャンブル等への依存に関する専門的知識の研修を行い、相談支援体制の強化に取り組みます。

<具体的な取組>

- ・ 精神保健福祉センターにおいて、地域の身近な相談窓口(保健所、市町村、医療機関等)職員を対象にギャンブル等依存症研修を実施
- ・ 産業医に対してギャンブル等への依存についての労働者への健康管理における意識付けを行う研修を実施

② 相談・医療

ギャンブル等依存症の進行を防止するためには、早期発見・早期介入の取組が重要であり、地域及び職域におけるギャンブル等依存症対策のための環境整備が必要です。本人とその家族が、適切な支援を受けられる体制の構築を図ります。

(ア) ギャンブル等依存症が疑われる方への相談・支援

ギャンブル等依存症の多くは借金の返済など本人や家族の生活に具体的な影響となって現れて初めて気付きます。多重債務の相談窓口が金銭問題等についてギャンブル等への依存が疑われる方を認知した場合、適切に相談や治療につながるよう相談機関等を紹介することでギャンブル等依存症の治療につなげます。

＜具体的な取組＞

- ・ 消費生活センターや弁護士等がギャンブル等依存症が疑われる事案を認知した際には、本人及びその家族に対して、精神保健福祉センターや医療機関等を紹介
- ・ ギャンブル等依存症が疑われる方及びその家族等が、相談機関につながりやすくなるよう、各種啓発の機会を捉えて相談先を周知

県内の主な相談先

機関名	場所	電話	備考
徳島県精神保健福祉センター	徳島市新蔵町3丁目80	088-625-0610	依存症相談支援拠点
藍里病院	板野郡上板町佐藤塚字東288-3	088-694-5151	依存症専門医療機関 依存症治療拠点機関
ギャンブル依存症家族会		090-4974-1741	ギャンブル依存症家族会
徳島ダルク	徳島市住吉4丁目3-64-202	080-3994-4173	民間団体による 依存症リハビリ施設

- ・ 精神保健福祉センターにおける相談体制として、依存症専門医や心理職による相談を実施
- ・ 保健所における相談体制として、精神科医による精神保健福祉相談を実施
- ・ 生活困窮者への対応を行う自立相談支援機関により相談者の実情を把握した上で、関係機関と連携を図りながら、生活困窮者(ギャンブル等依存症の方を含む)の自立に向けた取組を展開
- ・ ギャンブル等依存症が疑われる方に対して、精神保健福祉センターや保健所から、適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループを紹介し、回復に向けた支援を実施
- ・ 公営競技場において、ギャンブル等依存症の方について、本人または家族からの申し出による入場規制の制度化
- ・ 公営競技場やそのホームページ等において、利用者に対しギャンブル等依存症に関する啓発を行い、相談機関の情報提供を実施
- ・ 遊技業団体加盟店において、ぱちんこ店利用者にギャンブル等依存症の自己診断テストが出来る機会を設けるとともに、リカバリーサポート・ネットワーク^{*}による支援を行い、利用者からの相談に応じ適切な医療機関等を紹介

※リカバリーサポート・ネットワーク…遊技業団体が自ら依存症問題に取り組むために設立したNPO法人。電話相談や啓発活動を実施。

(イ) 医療体制の充実及び関係者のスキルアップ

ギャンブル等依存症が疑われる方を専門的かつ適切な治療に結びつけるため、医療機関の連携促進を図るとともに、関係者に対する研修会等を実施します。

<具体的な取組>

- ・ 専門医療機関の選定
- ・ 医療機関に対してギャンブル等依存症に関する情報を提供することにより、専門医療機関、治療拠点機関、相談機関との連携促進
- ・ 精神保健福祉センターや専門医療機関において患者を対象とした、ギャンブル等依存症の専門治療プログラム^(※)の実施

※専門治療プログラム…SAT-G (Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder)などの
ギャンブル等依存症患者に対して実施する集団治療

- ・ 治療拠点機関による身近な相談窓口(保健所、市町村、医療機関等)の職員を対象とした研修会の開催
 - ・ 専門医療機関におけるギャンブル等依存症の方の家族を対象とした家族勉強会、家族支援プログラム(CRAFT(クラフト)^(※))の実施
- ※CRAFT(クラフト)…本人を治療に結びつけるための依存症者の家族を対象とした家族支援プログラム
- ・ 医療関係者を対象とした家族支援プログラム(CRAFT(クラフト))研修会、ワークショップの開催

(ウ) ハイリスク者対策

家庭内暴力や横領・窃盗、自殺未遂等を起こした方のうち、ギャンブル等依存症が疑われる方について、再発防止や予防対策のため、適切な支援につなぎます。

<具体的な取組>

- ・ 精神保健福祉センター、保健所において、本人及びその家族に対する相談や専門医療機関への受診勧奨、必要に応じて自助グループを紹介

③ 再発防止・社会復帰

ギャンブル等依存症の再発防止や社会復帰に向けては、周囲の理解と支援が必要です。

そのため、再発防止への支援や、社会復帰に向けた支援に関係機関が連携して取り組みます。

(ア) 自助グループとの連携推進

精神保健福祉センターをはじめとする関係機関が、自助グループと連携し本人や家

族への啓発を行うことにより、再発防止や回復支援を行います。

＜具体的な取組＞

- ・ 定期的な自助グループの支援会議等を通じての関係機関同士の連携
- ・ ギャンブル等依存症経験者の講演などの実施

（イ） 社会復帰の支援

ギャンブル等依存症の方の生活支援、社会復帰や希望の持てる回復に向けた支援について、ギャンブル等依存症が回復可能な病気であるとの認識の下、相談機関や医療機関等の関係機関が連携して行います。

＜具体的な取組＞

- ・ 精神保健福祉センター、医療機関において、自助グループを紹介するなど回復に向けた支援を実施
- ・ 徳島ダルクにおける通所・入所によるリハビリプログラムと共同生活での自立に向けた生活支援の実施
- ・ 本人の復職や就労の継続について、偏見なく行われるよう職場における理解や支援の啓発を実施

（2） 切れ目のない連携協力体制の構築

① 地域における相談機関

精神保健福祉センター及び各保健所、生活困窮者への対応を行う自立相談支援機関や社会福祉協議会などの相談機関による支援を実施。多重債務の相談窓口やギャンブル等事業者等がギャンブル等への依存が疑われる方を速やかに相談機関や医療機関につなげられるように連携を図り、本人及びその家族が再びギャンブル等への依存に悩まされることのないよう、継続した支援を実施する。

② 専門医療機関・治療拠点機関

専門医療機関の医療提供体制の拡充を図るとともに、治療拠点機関による研修会等の開催による、ギャンブル等依存症の治療に関わる医療従事者等の対応能力の向上を図る。

③ 関係機関によるネットワークの構築

地域のかかりつけ医療機関をはじめとして、地域における相談機関、精神保健福祉センター、保健所、専門医療機関や治療拠点機関、学校、自助グループ等関係機関によるネットワーク会議等を通じた連携、情報共有及び体制の強化を行う。

9 計画の進行管理

県は、県民ニーズや社会・経済・財政の様々な事情の変化に適切に対応し、計画の円滑な推進を図るため、計画の推進状況を把握し、必要に応じた改善見直しを行う。